

第38回大阪市大規模小売店舗立地審議会会議要旨

1 日 時 平成21年12月3日(木)午前10時30分～午前11時50分

2 場 所 大阪産業創造館 6階会議室A・B

3 出席者

(1)委員 池田委員、内田委員、加藤委員、河井委員、難波委員、馬場委員、
向山委員

(2)事務局 経済局：山田商業立地担当課長 西淀川区：平野区民企画担当課長

4 議 題

大規模小売店舗立地法に基づく届出案件の審議について

- (1)「スーパーマルハチみてじま店」〔新設〕
- (2)「近鉄阿部野橋ターミナルビル」〔店舗面積の増床等〕
- (3)「ライフ本庄店」〔閉店時刻及び駐車場利用時間の変更〕
- (4)「The Kitahama PLAZA」〔開閉店時刻及び駐車場利用時間の変更〕

5 議事要旨

- (1) 届出案件に係る届出内容について、事務局より説明を行った。
- (2) 届出案件の審議に際し、審議会委員から質問、意見等があった。

主な指摘事項は次のとおり

「スーパーマルハチみてじま店」

- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。
- ・ 交通安全や円滑な交通処理に努めるとともに、特に深夜営業については、交通、騒音等の対策をはじめ、犯罪や非行の防止等についても地域住民や関係機関と協議、調整し、生活環境の保持に努められたい。

- ・ 店舗東側駐輪場において、歩道上へ自転車があふれないように引き続き駐輪場の整理に努められたい。
「近鉄阿部野橋ターミナルビル」
- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。
- ・ 現況においても近鉄パーキングビル駐車場への入庫待ち車両の滞留が発生していることから、パークアンドライド等公共交通機関の利用促進により自動車による来店そのものを抑制するとともに、交通整理員による隔地駐車場への適切な誘導、徒歩やシャトルバス等による隔地駐車場と店舗間の交通利便性の向上、隔地駐車場利用に対するインセンティブの付与等により、隔地駐車場へ確実に誘導できるよう対策を要望する。
- ・ 店舗周辺における道路拡幅工事、阿倍野再開発等周辺開発の進捗状況、及び隔地駐車場の台数確保等の不確定要素に対し、交通安全や円滑な交通処理に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、引き続き地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めるよう要望する。
- ・ 騒音に関して、予測地点の中に評価基準と同等の値があるため、周辺的生活環境の悪化防止により一層の配慮を行うことが望ましい。
「ライフ本庄店」「The Kitahama PLAZA」
- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。
- ・ 深夜営業に際しては、交通、騒音その他予測し得ない生活環境面での様々な影響が生じる可能性があるため、設置者は交通、騒音等の対策をはじめ犯罪や非行防止等においても、自主的な配慮に努めるよう要望する。

6 配布資料

資料1 次第

資料2 届出要約書

7 問い合わせ先 大阪市経済局産業振興部商業振興担当
(電話) 06 - 6208 - 8967